

田子の浦港港湾計画資料

－ 軽易な変更 －

平成 21 年 3 月

田子の浦港港湾管理者
静岡県

目 次

1. 変更理由	1
2. 施設計画に関する資料	2
2-1 港湾環境整備施設計画	2
2-2 廃棄物処理への対応	4
3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	6
4. 環境の保全に関する資料	7
5. 地方港湾審議会名簿	8

1 変更理由

泊地・航路における浚渫土砂の処理地を確保するとともに、地域のニーズに応えた良好な港湾空間の形成を図るため、鈴川地区において港湾環境整備施設計画、廃棄物処理への対応、土地造成及び土地利用計画を追加、変更する。

2 施設計画に関する資料

2-1 港湾環境整備施設計画

(1) 緑地の現況

緑地の面積等の現況は、次のとおりである。

表 2-1-1 緑地の現況

地区名	名称	緑地面積(ha)	状況	主要な用途	管理主体
中央	前田公園	0.3	既設	休憩緑地	静岡県
富士	富士見公園	0.7	既設	シンボル緑地	〃
	富士シンボル緑地	6.9	既定計画	シンボル緑地	〃
	富士その他緑地	6.3	既設	その他緑地	富士市
	前田緑地	0.1	既設	修景緑地	静岡県
	フェリーふ頭緑地	0.4	既定計画	修景緑地	〃
	富士北緑地	0.6	既定計画	休息緑地	〃
鈴川	駅南公園	0.4	既設	休息緑地	〃
	駅前公園	0.1	既設	休息緑地	〃
依田橋	沼川公園	0.1	既設	休息緑地	〃
	依田橋公園	0.2	既設	緩衝緑地	〃
	依田橋緩衝緑地	0.7	既設	緩衝緑地	〃

(2) 緑地計画の必要性

近年、環境意識の高まりの中で、港湾における環境への配慮、地域住民の憩いの場としての港湾空間の形成が求められているが、田子の浦港は、掘り込み式港湾という土地利用上の制約のために、新たな緑地の確保は困難な状況にある。

そうした中で、今回、鈴川地区に浚渫土砂の処理地を確保するにあたって、その処理地を活用し、港湾内就業者及び地域住民のための休息緑地を新たに計画する。

併せて、この休息緑地と一体的な港湾空間の形成を図るため、隣接する公園を新たにその他緑地として位置づける。

(3) 港湾環境整備施設計画の規模・配置

新規に計画する緑地の規模および配置の考え方は、次のとおりである。

表 2-1-2 新規に計画する緑地の規模及び配置

地区名	名称	緑地面積 (ha)	主要な用途	規模の考え方	配置の考え方
鈴川	鈴川緑地	4.6	休息緑地	港湾内就業者や来訪者が利用する休憩の場として必要な区域を確保する。	その他緑地と一体となった利用を図るため、その他緑地に隣接して配置する。

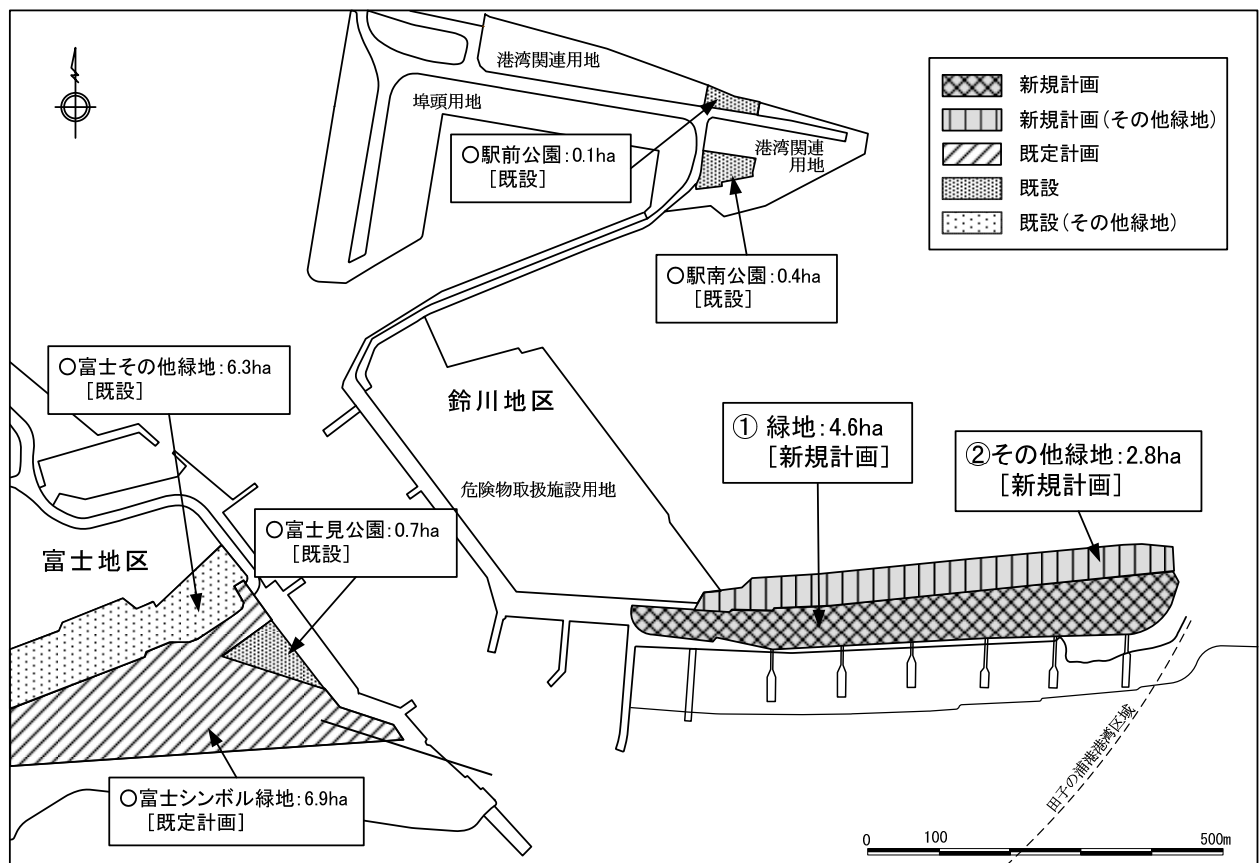


図2-1-1 緑地計画位置図

2-2 廃棄物処理への対応

(1) 浚渫土砂の発生状況

田子の浦港は、潤井川と沼川が合流する河口部に位置する掘込式港湾であるため、河川からの多大な流下土砂に加え、港湾背後に立地する製紙工場等からの排水に含まれる浮遊物質が泊地に堆積する。田子の浦港では、これらの泊地埋塞による港湾機能の低下を防止するために、年間約10万 m^3 の泊地維持浚渫を実施している。

一方、この維持浚渫に加え、取扱い貨物量の増加や利用船舶の大型化に対応した、中央埠頭多目的国際ターミナル整備に伴う中央地区の航路、泊地の水深12mへの増深改良により、約57万 m^3 の浚渫土砂が発生する。

中央地区の航路、泊地増深計画区域を含む田子の浦港の底質には、環境基準を超えるダイオキシン類が含有されていることが判明し、平成16年3月に策定された第7次「富士地域公害防止計画」等に基づき、ダイオキシン類による底質汚染の拡大を防止するため、浚渫除去による底質の浄化対策を推進している。

泊地維持浚渫に加え、多目的国際ターミナル整備に伴う航路、泊地の増深計画と公害防止計画による環境基準を超える土砂の除去を合計した浚渫土砂量は約112万 m^3 となっている。

(2) 浚渫土砂の処理の必要性

田子の浦港における浚渫土砂については、既定計画に基づき、河川等からの流下土砂の発生源である富士市内での処理を原則として、良質土については侵食傾向にある田子の浦港海岸吉原地区への養浜材として有効利用し、SS浮遊物等が含まれるその他の土砂については高圧脱水処理、固化を行い、山間地への陸上処理や富士地区における海面処分・活用用地6.9ha（富士緑地）への埋立処理が行われてきた。

しかしながら、山間地処理については、近年の環境意識の高まり等により処理地の確保が困難な状況となっており、既定計画の富士地区海面処分・活用用地についても平成18年度に概ね受入が完了しているため、現在は、港内に土砂の仮置きが発生する等、港湾運営に支障が生じる状況となっており、新たな処理地の確保が喫緊の課題となっている。

このように新たな処理地の必要性和併せて、鈴川地区に港湾内就業者及び地域住民が利用できる港湾空間の形成を図るため、浚渫土砂を埋立柱として有効利用し5.8haの土地造成を行い、造成後の土地については緑地としての利用を図ることとする。

(3) 浚渫土砂の処理計画

港湾から発生する浚渫土砂の発生量及び処理計画は表2-2-1のとおりである。

維持浚渫により発生する浚渫土砂のうち、良質土については、養浜材として有効利用し、海浜の安定を図っていく。その他については、高圧脱水処理、固化を行い、内陸地への陸上処理により対応していく。

また、今後が発生する航路、泊地の増深計画と公害防止計画による環境基準を超える土砂についても、分級後の良質土は養浜材として有効利用し、その他は高圧脱水処理、固化を行い、「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」に基づき、ダイオキシン類の含有濃度に応じた適切な処分を図っていく。

なお、今回計画に伴う航路、泊地の増深計画と公害防止計画による環境基準を超える土砂の濃度別処理量は表2-2-2のとおりである。

表2-2-1 浚渫土砂の発生量及び処理計画（平成21年～平成24年）

廃棄物の種類	発生量（千m ³ ）	処理計画	処理量（千m ³ ）
浚渫土砂	1,119 (港内仮置き30千m ³ 含む)	内陸地	194
		養 浜	508
		鈴川地区	240
		管理型埋立処理	70
		無害化処理	1
		合 計	1,013

注：中間処理プラントにて脱水減容するため、発生量と処理量の合計は一致しない。

表2-2-2 浚渫土砂のダイオキシン類含有濃度別処理計画

濃度	処理量（千m ³ ）	処理方法
150pg-TEQ/g超～ 1,000 pg-TEQ/g以下	240	鈴川地区
1,000 pg-TEQ/g超～ 3,000 pg-TEQ/g以下	70	管理型埋立処理
3,000 pg-TEQ/g超	1	無害化処理

3. 土地造成及び土地利用計画

(1) 土地利用計画の変更

今回計画により変更する土地利用計画は、次のとおりである。

表3-1 土地造成に係らない土地利用計画の変更理由

(単位：h a)

地区名	既定計画		今回計画		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
鈴川	-	-	緑地	7.4	港湾環境整備施設計画、廃棄物処理への対応に応じ、計画を変更する。

(2) 土地利用計画

土地利用の変更前と変更後は、次のとおりである。

表3-2 変更後の土地利用計画

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
	鈴川	(5.9) 5.9	(3.9) 3.9	(2.7) 2.7	(9.6) 9.6	(5.1) 7.9

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

既定計画

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
	鈴川	(5.9) 5.9	(3.9) 3.9	(2.7) 2.7	(9.6) 9.6	(0.5) 0.5

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：今回の変更に係る地区のみ記述した。

4. 環境の保全に関する資料

(1) 大気質への影響と評価

今回計画により汚染負荷が著しく増大するものではないことから、今回計画が大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

(2) 潮流への影響と評価

今回計画においては、沿岸地形の変化がないことから、今回計画が潮流に与える影響は軽微であると考えられる。

(3) 水質への影響と評価

今回計画においては、「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」に基づき、浚渫土固化による溶出対策を行い、護岸構造を有する処理地に埋立てるため、今回計画が水質に与える影響は軽微であると考えられる。

(4) 騒音・振動による影響と評価

今回計画においては、新たに発生する交通量は少ないことから、今回計画が騒音・振動に与える影響は軽微であると考えられる。

(5) 生態系への影響と評価

今回計画において、生物の生育・生育域の直接的な改変の程度は小さく、本計画が大気質、潮流、水質に与える影響が軽微であることから、今回計画が生態系に与える影響は軽微なものであると考えられる。

(6) 総合評価

今回計画に伴う計画地周辺の自然環境等に及ぼす影響について検討したが、その結果、本計画による影響は軽微なものである。

なお、本計画の実施にあたっては、工法、工期等について十分検討し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

5. 地方港湾審議会名簿

平成21年3月17日現在(敬称略、順不同)

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	松 田 義 弘	東海大学海洋学部教授
	明 瀬 純 子	消費生活アドバイザー
	黒 田 秀 彦	(財)国際臨海開発研究センター理事長
	関 　　いずみ	海とくらし研究所主宰
	高 木 敦 子	(有)アムズ環境デザイン研究所代表取締役
	高 梨 成 子	(株)防災&情報研究所代表
	中 嶋 壽 志	(財)静岡経済研究所理事
	東 　　恵 子	東海大学開発工学部教授
	山 口 祐 子	浜松NPOネットワークセンター顧問
港湾関係者	鈴 木 與 平	清水港船舶代理店会会長
	長谷川 　 潔	清水水先区水先人会会長
	増 田 勇 一	静岡県漁業協同組合連合会理事
	山 脇 俊 介	関東船主会副会長
	山 本 貴美枝	御前崎エコクラブ
	和 田 正 繁	全日本海員組合静岡支部長
国の地方行政 機関の職員	小 尾 正 臣	財務省名古屋税関長
	佐 藤 直 良	国土交通省中部地方整備局長
	中 田 　 徹	国土交通省中部運輸局長
	宮 野 直 昭	第三管区海上保安本部清水海上保安部長
県議会議員	谷 　 卓 宜	静岡県議会建設委員長
地元市町を 代表する者	小 嶋 善 吉	静岡県港湾振興会会長
	鈴 木 　 尚	富士市長